

大糸線利用促進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、JR大糸線の利用促進及び地域の活性化を図るため、大糸線活性化協議会会長（以下「会長」という。）が、大糸線の利用促進につながる事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、糸魚川市、小谷村、白馬村及び大町市の NPO 法人、自治会、学校及びその他の団体で、かつ4名以上で構成される団体（以下「団体等」という。）とする。

（助成対象事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、当協議会の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）に実施される事業で、次に掲げる(1)から(3)のいずれにも該当する事業とする。ただし、営利を目的とする事業は除く。

- (1) JR大糸線南小谷駅から糸魚川駅までの区間内の駅で旅客が乗車又は降車を伴う事業であること。
- (2) 事業の実施場所が大糸線（糸魚川駅～信濃大町駅）沿線市町村またはそれに隣接する市町村であること。
- (3) 会長がJR大糸線の利用促進につながる事業と認めるものであること。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、団体等が行う助成対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 備品購入費
- (2) 飲食費
- (3) 他団体が主催するツアー等への参加費
- (4) 宿泊費の内、1人あたり5,000円を超える額
- (5) 新幹線及び特急利用における経費は、自由席相当分を超える額
- (6) その他助成対象経費として会長が不適当と認めるもの

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の10分の9に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、原則として1事業当たり100,000円を上限とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（助成の申請）

第6条 助成を申請する団体等は、大糸線利用促進事業助成金助成申請書（別記第1号様式）及び収支予算書（別記第2号様式）を団体等が所在する市村の長を経由し会長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第7条 会長は、前条の申請を適当と認めたときは、助成決定通知書（別記第3号様式）により、団体等に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 事業内容等を変更しようとする団体等は、大糸線利用促進事業助成金変更申請書（別記第4号様式）及び収支予算書（別記第5号様式）を団体等が所在する市村の長を経由し会長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第9条 会長は、前条の申請を適当と認めたときは、変更承認通知書（別記第6号様式）により、団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第7条の規定により助成の決定を受けた団体等（前条の規定により変更の承認を受けた団体等を含む。）は、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該助成対象事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大糸線利用促進事業助成金実績報告書（別記第7号様式）及び収支精算書（別記第8号様式）を当該団体等が所在する市村の長を経由して会長に提出し、その実績を報告しなければならない。

（助成の確定）

第11条 会長は、前条の報告を適当と認めたときは、助成確定通知書（別記第9号様式）により、団体等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 前条の通知を受けた団体等は、大糸線利用促進事業助成金請求書（別記第10号様式）を団体等が所在する市村の長を経由して会長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。